

[事案 26-127] 告知義務違反解除取消等請求

・平成 27 年 3 月 3 日 和解成立

<事案の概要>

募集人から告知に関する詳しい説明を受けていなかったことから、告知義務違反解除には納得できないとして、既払込保険料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 1 月に契約した保険について、平成 25 年 11 月に病院を受診していたこと、子宮ガン検診にて異常指摘されていることを告知しなかったことを理由に告知義務違反により契約を解除された。

しかし、以下の理由により、納得できないので、既払込保険料を支払ってほしい。

- (1)告知の際、募集人から詳しい説明を受けておらず、告知事項に該当する認識がなかった。
- (2)保険料を給与引き去りにするための「団体加入通知書」作成において、募集人は印鑑を購入して代印している。
- (3)募集人には、子宮ガン検診を受ける予定であることも話している。

<保険会社の主張>

申立人および募集人の主張を総合考慮した結果、契約を取り消しすることが可能と判断するに至ったため、既払込保険料全額を返還する。

<裁定の概要>

裁定審査会では、保険会社より、答弁書の提出に代えて和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。